

第10章 資料編

第1節 審議過程

平成28年5月26日	京都府環境審議会 諮問
平成28年6月27日	第1回京都府環境審議会廃棄物・循環型社会形成部会
平成28年9月29日	第1回市町村等ヒアリング（中部地域）
平成28年10月7日	第2回市町村等ヒアリング（南部地域）
平成28年10月13日	第3回市町村等ヒアリング（北部地域）
平成28年11月11日	第2回京都府環境審議会廃棄物・循環型社会形成部会
平成28年12月6日	第3回京都府環境審議会廃棄物・循環型社会形成部会
平成28年12月22日から 平成29年1月18日まで	パブリックコメント
平成29年2月27日	第4回京都府環境審議会廃棄物・循環型社会形成部会
平成29年3月14日	京都府環境審議会 答申
平成29年3月31日	計画策定

第 2 節 用語解説

【ア行】

○一般社団法人京都府産業廃棄物 3 R 支援センター

産業廃棄物税の税収を利用して、府内の事業所の産業廃棄物の減量やリサイクルに関する取組をワンストップサービスで総合支援する目的で、産業界、廃棄物処理業界、大学等研究機関及び行政機関等が連携して平成 24 年 3 月に設立した。

【関連ページ】 24、41 ページ

○一般社団法人京都産業エコ・エネルギー推進機構

京都府内の経済界、大学、行政、産業支援機関が結集し、「エコ・エネルギー産業の振興」や「中小企業のエコ化・省エネ化」など、京都の強みを活かしたグリーンイノベーションの創出に取り組んでいる機構。京都エコスタイル製品の認定も行っている。

【関連ページ】 41 ページ

○一般廃棄物

廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物のこと。

一般家庭から排出されるごみを生活系ごみといい、事業場から排出される一般廃棄物を事業系ごみという。

また、し尿も一般廃棄物に分類される。

【関連ページ】 4 ページ他

○エコアクション 21

環境省が策定した環境マネジメントシステム。中小事業者でも自主的・積極的に環境配慮に対する取組が展開でき、加えて、その取組結果を公表できるように工夫されている。

【関連ページ】 25、40 ページ

○温室効果ガス

大気中で太陽からの光線を通過させると同時に宇宙へ逃げようとする熱を捉えて（赤外線を吸収して）、温室のガラスのように地球を暖める（吸収した赤外線を再放出する）効果を持つ気体のこと。二酸化炭素やメタンなどがある。

【関連ページ】 2 ページ

【カ行】

○海岸漂着物対策

海岸に打ち上げられたごみと散乱ごみを併せて海岸漂着物という。京都府では、平成 9 年度から、(財)環日本海環境協力センター主催の「海辺の漂着物調査」に参加するとともに、平成 23 年度には海岸漂着物処理推進法に基づいて地域計画を策定し、府域海岸における海岸漂着物の回収処理や発生源対策などの取組を進めている。

【関連ページ】 25 ページ

○環境効率性

財やサービスの生産に伴って発生する環境への負荷に関わる概念。同じ機能・役割を果たす財やサービスの生産を比べた場合に、それに伴って発生する環境への負荷が小さければ、それだけ環境効率性が高いということとなる。

【関連ページ】 2 ページ

○環境マネジメントシステム

事業の実施に当たり「環境の保全及び創造に関する方針を定め、その方針及び目標を達成するための計画を策定（Plan）し、実施（Do）し、その実施状況を点検（Check）し、必要な見直し（Action）を行う」いわゆる PDCA サイクルを自主的、循環的に繰り返すことによって継続的な改善を図っていく体制。複雑化、多様化する現代の環境問題に対する有効な手段の一つとして期待されている。「京都府環境を守り育てる条例」においても、一定規模以上の事業者にこうした取組を行うよう訓示規定を設けている。

【関連ページ】 25、40 ページ

○京都グリーン購入ネットワーク

平成 16 年 11 月に設立された、事業者や NPO、行政等が連携してグリーン購入を促進するための組織。

【関連ページ】 25、40 ページ

○京都府産業廃棄物税

排出事業者や処理業者が市場メカニズムを通じて、産業廃棄物を削減に向けた行動を誘導することを目的とした法定外目的税として、平成 16 年 3 月に「京都府産業廃棄物税条例」を制定し、平成 17 年 4 月から、京都府内の最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量 1 トン当たり 1,000 円を産業廃棄物税として課税している。

税収は、「京都府産業廃棄物発生抑制等促進基金条例」に基づいて、発生抑制、再利用・リサイクルを促進するための施策に活用している。

【関連ページ】 24、25、41 ページ

○京都府食品ロス削減府民会議

府民や食品関係事業者、行政等が一体となって、食品ロスの削減に向けた取組を進めるため、平成 28 年 7 月に設置された府民会議。

【関連ページ】 23、37 ページ

○グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

京都府では、「京都府庁グリーン調達方針」を定め、府のすべての機関において、環境負荷の少ない物品等の購入に努めている。

【関連ページ】 2、25、40 ページ

○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

建設リサイクル法は、法対象規模以上の建設工事について、発注者による分別解体等の届出や特定建設資材廃棄物（コンクリート、木材、アスファルト）を基準に従って工事現場で分別し、再資源化等することが義務づけられた法律

【関連ページ】42 ページ

○減量率

排出された廃棄物が中間処理（焼却や脱水等）によって減量される比率。例えば、水分を多く含む汚泥 1,000kg から中間処理により水分 800kg が脱水されたものを、最終処分する場合、その量は 200kg に減少するが、この時の、減量率は $800\text{kg}/1,000\text{kg}=80\%$ となる。

【関連ページ】8、20、29、30 ページ

○公益財団法人京都産業 2 1

産学公の連携による中小企業の経営革新、新事業展開、新産業育成、創業、企業の IT 化推進など支援機能をさらに強化し、顧客の立場に立ったワンストップ体制をつくることにより、総合的支援機関として、京都企業の事業活動の発展と京都産業の振興に貢献することをめざす法人。

【関連ページ】41 ページ

○ごみ発電

ごみの焼却時に発生する熱エネルギーをボイラーで回収し、蒸気を発生させて発電用のタービンを回して発電を行うこと。サーマルリサイクル(熱回収)の一つ。

【関連ページ】26、50 ページ

【サ行】**○再生利用率**

排出された廃棄物のうち、再度資源として再生利用される廃棄物の比率を再生利用率という。例えば、金属が精錬されて再度金属として利用されたり、焼却灰などはセメントの原料に利用される。一般廃棄物の場合には、リサイクル率と呼ばれることが多い。

【関連ページ】6 ページ他

○最終処分場

ごみを中間処理し、可能な限り再生利用した後に残る残渣を埋め立てる施設。産業廃棄物の場合、埋め立てられる廃棄物の種類により、管理型処分場、遮断型処分場、安定型処分場の3種類に分けられる。

【関連ページ】11 ページ他

○3R（さんあーる、すりーあーる）

ごみ減量のための方法、Reduce（排出抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用）の3つをまとめて、3Rと呼ぶ。

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会からものを大切にし、廃棄物も資源として利用する循環型社会への転換を目指すための取組。

【関連ページ】2 ページ他

○産業廃棄物

事業活動に伴い排出される廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃プラスチック類など廃棄物処理法で定められた20種類の廃棄物をいう。

【関連ページ】13 ページ他

○産業廃棄物多量排出事業者

廃棄物処理法で、その事業活動に伴い多量（前年度の（特別管理）産業廃棄物の発生量が1000(50)トン以上）の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者のことをいう。

廃棄物処理法により、減量その他その処理に関する計画を策定し、知事に報告する義務がある。

【関連ページ】25、41 ページ

○資源効率性

地球上の限られた資源を、環境へのインパクトを最小化し、持続可能な形で利用すること。より少ない資源投入で、より大きな価値を生み出すことを意味する。

【関連ページ】2、3 ページ

○資源循環性

循環資源（廃棄物等（無価値である廃棄物及び使用済製品等や副産物等）で有価のもの）のうち有用なものが広く利用されることをいう。

【関連ページ】2 ページ

○持続可能な開発のための2030アジェンダ

2015年9月の国連サミットで採択された人間、地球及び繁栄のための2030年までの行動計画。序文、宣言、持続可能な開発目標（SDGs：17の分野別目標、169項目の達成基準を設定）、実施手段及びフォローアップ・レビューで構成される。

途上国の開発目標を定めたミレニアム開発目標とは異なり、貧困を撲滅し、持続可能な世界を実現するために、先進国を含む全ての国が取り組む普遍的なものである。

【関連ページ】3 ページ

○使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）

市町村によって分別回収された使用済小型家電について、国の認定を受けた認定事業者が引き取り、適正なリサイクルを行う制度を定めた法律。

【関連ページ】29、31、32、38 ページ

○使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）

使用済自動車リサイクル法は、自動車所有者によるリサイクル料金の負担並びに自動車製造業者及び輸入業者によるシュレッダーダスト、エアバッグ類及びフロン類の引き取り及びリサイクル・適正処理を義務づけた法律。

【関連ページ】42 ページ

○食品ロス

食べられる状態であるにもかかわらず廃棄される食品等をいう。

【関連ページ】3、29、31、37 ページ

○集団回収

自治会や子供会等で、古紙（新聞紙や雑紙など）やビン、カンなどの資源ごみの回収を行うこと。

統計上は、自治会や子供会等による収集のうち、市町村が補助金の交付等により関与しているものを集団回収量として集計している（従って、市町村が関与していない回収や個人単位の資源回収は含まれない。）。

【関連ページ】5、6、8 ページ

○循環型社会

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進法では、「製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分としての処分をいい、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」とされている。

【関連ページ】1 ページ他

○ゼロエミッション

1994年に国連大学が提唱した考え方で、ある産業の製造工程から出る廃棄物を別の産業の原材料として利用することにより、社会全体で廃棄物の排出をゼロにする資源循環型社会システムの構築を目指すこという。狭義には、生産活動から出る廃棄物のうち最終処分量をゼロに近づける取組の意味で使われている。

【関連ページ】24、41 ページ

【タ行】

○特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）

使用済家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）について、消費者、小売業者、製造業者等の役割分担を明確にし、廃棄物の減量化やリサイクルを促進する法律。それぞれの役割は次のとおり。

〈消費者の役割〉

- ・対象製品の小売業者等への適正な引き渡し
- ・収集・運搬、再商品化等にかかる費用の支払い

〈小売業者等〉

- ・自ら過去に販売した対象商品や排出者からの買替えの際に引き取りを求められた対象製品の引き取り、引き取った対象製品の製造業者等への引き渡し。

〈製造業者〉

- ・引き取った対象製品の再商品化等

【関連ページ】 29、31、32、38 ページ

○富山物質循環フレームワーク

持続可能な開発目標（SDGs）及びパリ協定の実施も見据え、国際的に協調して資源効率性や3Rに取り組むという強い意志を示した世界の先進事例ともいべき国際的枠組。

G7 富山環境大臣会合のコミュニケ附属書として採択された。

G7として、「共通のビジョン」を掲げ、協力して具体的な「野心的な行動」に取り組むもの。

【関連ページ】 3 ページ

【ナ行】

○生ごみ3キリ運動

食材を使い切る「使いキリ」、食べ残しをしない「食べキリ」、ごみとして出す前に水を切る「水キリ」、これらの3つの「キリ」を合い言葉に生ごみの減量を推進する運動。京都市において実施されている。

【関連ページ】 37 ページ

【ハ行】

○廃棄物系バイオマス

バイオマス資源のうち、木くず、稲わらなどの農林業から出るもの、食品製造業の生産残渣や家庭から出る生ごみ、下水汚泥や建設木くず、家畜のふん尿などをいう。バイオマス資源は、再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものをいう。

【関連ページ】 2、39 ページ

○不法投棄

廃棄物を、廃棄物処理法等で定められた方法によらず空き地や山林、道路、河川敷等へ捨てることをいう。悪質な事業者等による産業廃棄物の大量投棄や個人による家電製品の投棄などがあるが、いずれも生活環境を悪化させたり、廃棄物の再生利用を阻害するため、厳正な対処が必要である。

【関連ページ】 2 ページ他

○ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物

PCB を含む廃棄物をいう。PCB は水にきわめて溶けにくく、沸点が高いなどの性質を有する主に油状の物質で、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなどの性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されてきた。

しかし、脂溶に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な健康被害等を引き起こすことが報告されたことから、現在では、製造・輸入ともに禁止されている。

PCB 廃棄物は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」等により、特別な保管や処分が義務づけられている。

【関連ページ】 44 ページ

【マ行】

○ミレニアム開発目標（MDGs）

2000 年 9 月の国連ミレニアム・サミットにおいて、21 世紀の国際社会の目標として、より安全で豊かな世界づくりへの協力を約束する「国連ミレニアム宣言」が採択された。この宣言と 1990 年代に開催された主要な国際会議やサミットでの開発目標をまとめたものが「ミレニアム開発目標（MDGs）」である。2015 年までに達成する 8 つの目標等を掲げた。

【関連ページ】 3 ページ

【ヤ行】

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）

「消費者の分別排出」、「市町村の分別収集」、「事業者（容器の製造事業者・容器包装を用いて中身の商品を販売する事業者）の再商品化」という、3 者の役割分担を決め、3 者が一体となって容器包装廃棄物の削減に取り組むことを義務づけた法律

【関連ページ】 39 ページ

【英字】

○IoT（Internet of things）

コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体（モノ）に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

【関連ページ】 42 ページ

○ISO14000 シリーズ

組織活動が環境に及ぼす影響を最小限に食い止めることを目的に定められた環境に関する国際的な標準規格のこと。1996年に発行されたISO14001には、組織活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境パフォーマンス改善を実施する仕組みが継続的に改善させるシステム（環境マネジメントシステム）を構築するための要求事項が規定されている。

【関連ページ】 25、40 ページ

○OKES (Kyoto environmental management system standard)

京都から発進された環境マネジメントシステムの規格。

ISO14001の基本コンセプトと同じであるが、「シンプル」で「低コスト」なため、取り組みやすい環境マネジメントシステム

【関連ページ】 25、40 ページ

京都府循環型社会形成計画（第2期）

平成29年3月

京都府環境部循環型社会推進課

〒602-8570

京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

電話：075-414-4730

F A X：075-414-4710

E-mail：junkan@pref.kyoto.lg.jp